

物価高対応子育て応援手当

物価高の影響が長期化する中、子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、物価高対応子育て応援手当を支給します。

Aqui

1. 支給の対象となる方

児童手当の受給者に支払われます
(原則父母のうち前々年の所得が高い方)

- ✔ 令和7年9月分の児童手当の受給者
- ✔ 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童の児童手当を受給する方
- ✔ 令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚等により新たに児童手当の受給者となった方

児童手当の支給を受ける方が本手当の支給が決定されるまでの間に死亡した場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。児童手当を受給していない方でも、DV被害により児童と避難されている方についても本手当を受給できる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

📖 詳しい説明はこちら

- 令和7年9月分(10月10日支給)の児童手当を町から受給した方(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)
- 公務員で、令和7年9月分の児童手当を所属庁から受給し、令和7年9月30日時点で町に住民登録のある方
- 令和7年10月1日以降に出生した児童の児童手当を町に申請した方
- 公務員で、令和7年10月1日以降に出生した児童の児童手当を所属庁に申請した時点で、町に住民登録のある方
- 令和7年10月1日以降に離婚等により新たに児童手当の受給者となった方(離婚前の配偶者から本手当を受け取ることができる場合等を除く)

2. 支給の方法

児童手当の指定口座に2月末から順次支給
(原則9月分の受給口座・公務員は申請時に指定した口座)

原則**申請不要**ですが、詳しくは
6.申請要否フローチャートで
ご確認ください。

阿久比町から9月分の児童手当を受給している方にはご案内を送付します。
右記に該当する場合のみ届出書の提出が必要です。
様式は町ホームページからダウンロードできます。

● 支給について

児童手当の口座を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の受給に支障が生じる恐れがある場合

- 【提出するもの】
 支給口座登録等の届出書

● 受給の辞退について

物価高対応子育て応援手当の受給を拒否(辞退)する場合

- 【提出するもの】
 受給拒否の届出書

● 提出先

阿久比町役場1階⑨窓口児童保育課

● 提出期限

令和8年2月12日(木) 郵送でも構いません(※必着)

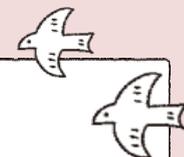
3. 支給対象児童と手当額

対象児童1人につき

20,000円(1回限り)

- ✔ 令和7年9月分の児童手当の対象となる児童(令和7年9月に生まれた児童については10月分)
- ✔ 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童

児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給されます。



4. 振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！

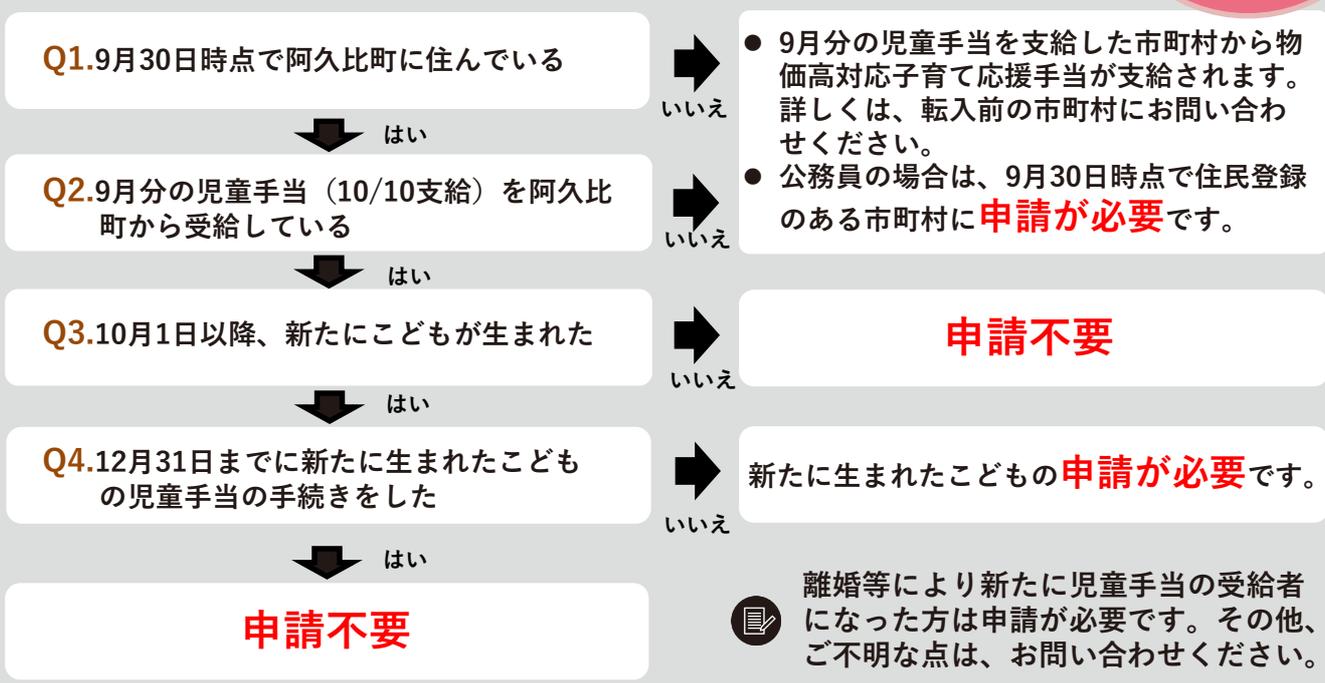
ご自宅や職場などに阿久比町から問い合わせを行うことはありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のために手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

5. 留意事項

- 支給対象者に対し、阿久比町が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、物価高対応子育て応援手当は支給されません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、物価高対応子育て応援手当を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めます。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

申請が必要な方
令和8年
4/30 〆切

6. 申請要否フローチャート 10月1日以降に、第1子が生まれた場合は、Q3.からスタート



 離婚等により新たに児童手当の受給者になった方は申請が必要です。その他、ご不明な点は、お問い合わせください。